

未来への約束を、

公正証書が守ります。

遺言・任意後見・信託・各種契約



相談
無料

※詳しくは下記まで
お問い合わせください。

日本公証人連合会・法務省

| 日本公証人連合会 | <https://www.koshonin.gr.jp> ☎03-3502-8050

| 法 務 省 | <https://www.moj.go.jp>

| 公証週間専用電話 | ☎03-3502-8239

公証週間は毎年
10月1日から10月7日です
日本公証人連合会において上記期間中に
無料電話相談を行っています

国が定めた公正証書作成手数料

目的の価額	～100万円 まで	～200万円 まで	～500万円 まで	～1,000万円 まで	～3,000万円 まで	～5,000万円 まで	～1億円 まで
手数料	5,000円	7,000円	11,000円	17,000円	23,000円	29,000円	43,000円

以下超過額5,000万円までごとに 3億円まで13,000円 10億円まで11,000円 10億円を超えるもの8,000円加算。

※遺言手数料の場合は目的の価額が1億円まで11,000円加算された金額になります。

※その他詳細につきましては公証役場へお問い合わせください。

公正証書作成手続きと主な必要書類

当事者本人が公証役場に向いて公正証書を作成する場合には、出向いた人が当事者本人であることを証明するために、次のような書類と印鑑が必要です。

個人の場合

印鑑証明書と実印、又は自動車運転免許証・
在留カード・パスポートなどと印鑑。

法人の場合

法人登記の謄本・抄本などと代表者の
印鑑証明書と代表者印。

また、遺言公正証書以外の契約公正証書は、当事者本人の代理人が出向いて作成することもできますが、この場合には、当事者本人の委任状と当事者本人が委任状に押した印鑑の印鑑証明書（法人の場合には、法人登記の謄本・抄本などのほか、委任状に押した代表者印の印鑑証明書）及び出向いた人が代理人本人であることを証明するため、上記「個人の場合」に掲げた書類と印鑑とが必要となります。

年間無料公証相談

下記役場では、毎日（土曜、日曜、祭日を除く）午前9時半から
午後3時半まで無料で公正証書の相談をお受けしています。
電話でもお気軽にどうぞ。

● 福岡県公証人会公証役場所在一覧表

役場名	所在場所	電話番号
福岡	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3-7-13 大禅ビル2階	(092)741-0310
博多	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-25-24 八百治ビル3階	(092)400-2560
久留米	〒830-0023 久留米市中央町28-7 明治通3丁目ビル	(0942)32-3307
大牟田	〒836-0843 大牟田市不知火町2-7-1 中島物産ビル5階	(0944)52-5944
小倉	〒803-0811 北九州市小倉北区大門2-1-8 コンプレート西小倉ビル2階	(093)561-5059
八幡	〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3-1-3 菅原第一ビルディング3階	(093)644-1525
田川	〒826-0031 田川市千代町8-46	(0947)44-4130
直方	〒822-0015 直方市新町2-1-24	(0949)24-6226
飯塚	〒820-0067 飯塚市川津406-1 丸ニビル1階	(0948)22-3579
行橋	〒824-0001 行橋市行事4-20-61	(0930)22-4870
筑紫	〒818-0105 太宰府市都府楼南5-5-13 かん田ビル	(092)925-9755

福岡法務局・福岡県公証人会